

令和8年度

償却資産申告の手引き

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和8年度の償却資産の申告の時期がまいりましたので、ご案内いたします。

この手引きを参照のうえ、同封の申告書を作成し、期限までに提出して下さるようお願いいたします。

申告書提出期限 令和8年1月30日(金)

☆マイナンバー制度導入により、申告の際には、個人番号・法人番号の記載が必要となりました。

申告書ご提出の際には本人確認を行いますので、必要書類をご持参ください。

詳しくは裏表紙「マイナンバー記載と本人確認について」をご確認ください。

☆過去に取得した資産の申告漏れが判明した場合には遡及課税をします。

☆所得税・法人税の申告(税務署)と償却資産の申告(市役所)は、別のものであるため、それぞれ申告いただく必要があります。

目次

1. 償却資産の概要	…1～4ページ
2. 償却資産の申告について	…5～10ページ
3. 評価・税額について	…11～12ページ
4. 国税との主な違い	…13ページ
5. よくあるご質問	…14ページ
マイナンバー記載と本人確認について	…裏表紙
〈参考〉賃貸マンション等での償却資産具体例	…裏表紙

申告書の提出先・問い合わせ先

〒191-8686 東京都日野市神明1丁目12番地の1

日野市 市民部 資産税課 家屋償却資産係

〔受付時間〕 8:30～17:00(土日祝を除く)※七生支所・豊田駅連絡所では受付できません

〔電話〕 042-514-8257(直通) 042-585-1111(代表)内線1324

1. 償却資産の概要

(1) 償却資産とは

固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産にも課税されます。

固定資産税上の償却資産とは、土地及び家屋以外の有形の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産や政令で定められた資産以外のものをいいます。(これに類する資産で法人税又は所得税を課税されない方が所有しているものも含まれます。)

(2) 課税の対象となる資産(申告が必要な資産)

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産

また、次のような資産についても申告の対象となりますのでご注意ください。

①償却済資産

※耐用年数が経過し減価償却が終わった資産であっても引き続き事業の用に供している資産については申告が必要です。

②租税特別措置法第28条の2の規定を適用し、即時償却等をしているもの

※中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例は固定資産税には適用されませんので申告が必要です。

③少額資産であっても個別に減価償却を行っているもの

※少額資産の取扱いについて詳しくは2ページ参考欄をご参照ください。

④建設仮勘定で経理されている資産

⑤簿外資産(帳簿に記載されていない資産)

⑥遊休資産(一時的に稼働を休止しているが、いつでも稼働を再開できる資産)

⑦未稼働資産(すでに完成しているが、未だ稼働していない資産)

⑧改良費(資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。)

⑨家屋に施した建設設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの

※家屋と償却資産の区分について詳しくは4ページをご参照ください。

⑩建物の賃借人(テナント)が貸店舗等に施工した内装・内部造作・建築設備等

⑪他人に貸付(リース)しており、日野市内で事業の用に供している資産

ただしリース期間満了後に無償で譲渡されるリース資産については、資産を使用している借主の方が申告してください。

課税の対象となる資産の主な具体例については 3 ページをご覧ください。

(3)課税の対象とならない資産(申告が不要な資産)

次の資産は償却資産の課税対象になりませんので申告の必要はありません。

①無形減価償却資産

例:ソフトウェア、営業権、特許権など

②自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の課税対象になるもの

③耐用年数が1年未満又は、取得価額が10万円未満の償却資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されるもの※

④取得価額が20万円未満の償却資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一括して3年間で損金又は必要な経費に算入されるもの※

⑤繰延資産

⑥法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの※

※少額資産の取扱いについて詳しくは以下の参考欄をご参照ください

〈参考〉少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法上「取得価額が少額である資産」にあたり、固定資産税の申告の必要がないものは次のア～ウの資産です。(地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条)

ア 取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの

イ 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

ウ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

上記に該当しない下記の資産については申告の対象となります。

・租税特別措置法第28条の2の規定により、中小事業者の特例を適用して損金算入した資産(即時償却資産)

・少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		申告対象外			
ア	一時損金算入	申告対象外			
イ	3年一括償却	申告対象外			
ウ	リース資産	申告対象外		申告対象	
	中小事業者の特例 (即時償却)		申告対象		
	個別減価償却	申告対象			

※個人の方については平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません(所得税法施行令第138条)。

(4)償却資産具体例(業種別)

次の表は償却資産の対象となる主な資産の一例です。

対象となる主な償却資産の例				
業種	第1種 構築物	第2種 機械及び装置	第5種 車両及び運搬具	第6種 工具、器具及び備品
共通	家屋の賃借人(テナント)等が施工した内装・内部造作、看板(ネオンサイン、広告塔)			パソコン、コピー機、ルームエアコン、衝立、事務机、応接セット、レジスター、LAN設備
製造業		製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機		
建築業		パワーショベル、ブルドーザー、土木機械	フォークリフト(小型特殊自動車を除く)	
娯楽業		ボウリング場用設備		両替機、パチンコ台、カラオケ機器
飲食業		厨房設備	配達用自転車	店内装飾品、冷蔵庫、椅子、テーブル
小売業	日よけ			陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付きのものを含む)
理容・美容業	サインポール			理容・美容椅子、パーマ器、消毒殺菌器
医業				医療機器(歯科診療ユニット、レントゲン装置、手術機器、ファイバースコープ)
不動産貸付業※	門扉・塀・緑化施設などの外構工事、屋外給排水設備、受変電設備、舗装路面、立体駐車場	機械式駐車装置(ターンテーブル)、太陽光発電システム		インターネット設備、ゴミストッカー、集合ポスト、宅配ボックス、駐車料金自動計算装置
農業	ビニールハウス、果樹棚、防鳥ネット	耕運機、脱穀機	ユンボ、フォークリフト(小型特殊自動車を除く)	農業用暖房機、農業用器具

※裏表紙「〈参考〉賃貸マンション等での償却資産具体例」も併せてご覧ください。

(5)家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

○家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。このような資産をお持ちの方は、申告をお願いします。

○家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等が取り付けした内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。賃借人(テナント)の方が償却資産として申告してください。

※「賃借人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

設備等の内容	家屋の所有者と設備等の所有者		
	同じ場合		異なる場合 (テナント)
	家 屋	償却資産	
外構工事一式(門・塀・緑化施設、舗装路面等)		◎	全て 償却資産
床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		
受変電設備、予備電源設備、電力引込工事一式		◎	
中央監視設備		◎	
特定の生産又は業務用の動力配線設備		◎	
上記以外の動力配線設備	○		
屋外の電灯コンセント・照明器具設備		◎	
屋内の電灯コンセント・照明器具設備	○		
電話機、交換機等の機器、LAN設備一式		◎	
電話配線、端子盤等	○		
避雷設備、火災報知設備、盗難非常通報装置	○		
給排水設備(屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用)		◎	
給排水設備(配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等)	○		
ガス設備(屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用)		◎	
ガス設備(屋内の配管等)	○		
衛生設備一式(洗面器、大小便器等)	○		
ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用の空調設備及び換気設備		◎	
上記以外の空調設備及び換気設備	○		
機械式駐車設備、料金精算機、特定の厨房設備(飲食店、ホテル、百貨店、寮、病院等)、冷蔵・冷凍倉庫の冷却装置、看板、駐輪設備、ゴミ処理設備、宅配ボックス等		◎	
昇降機設備(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)	○		

2. 償却資産の申告について

(1) 償却資産の申告について

地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は毎年1月1日(賦課期日)現在に所有している償却資産について、その年の1月31日までに資産所在地の市町村長に申告しなければなりません。

正当な理由がなく申告しなかった場合、地方税法第386条及び日野市市税条例第74条第1項の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には地方税法第385条の規定により罰金が科されることがあります。

(2) 申告していただく方

令和8年1月1日現在、日野市内に償却資産を所有している個人または法人の方です。
(所有している資産を日野市内に貸付している方も含まれます。)

(3) 申告書の提出方法

①窓口での提出

提出書類を窓口にご持参ください。

〈提出先〉 日野市役所 資産税課

〈受付時間〉 8:30～17:00(土日祝を除く)

※七生支所・豊田駅連絡所では受付ができませんのでご注意ください。

②郵送での提出

提出書類を以下の住所までご送付ください。

〈送付先〉 〒191-8686 東京都日野市神明1丁目12番地の1

日野市役所 市民部 資産税課 家屋償却資産係

※申告書控用の返送を希望する場合には必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

③eLTAX(地方税ポータルシステム)を用いた電子申告による提出

eLTAXを利用して、オフィスやご自宅からの電子申告が可能です。

新規のご利用にはeLTAX内での利用届出が必要となります。

利用開始や申告方法に関してはeLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAXホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
eLTAXヘルプデスク	eLTAXホームページ内のフォーム、又は電話でお問い合わせを受け付けています。 〈電話〉0570-081459 上記がつかない場合03-6745-0720 〈受付時間〉9:00～17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

(4)提出書類

申告に必要な提出書類は以下の通りです。◎のついている書類をご提出ください。

記入の仕方について詳しくは7ページからの記入例をご覧ください。

		提出書類			
申告していただく方	申告資産	償却資産 申告書	種類別明細書		記入事項
			増加資産用	減少資産用	
今までに 申告を されている方 「前年度償却資 産一覧表」を同 封しています。 そちらをもとに、 前年中の増加・ 減少資産の有無 をご確認ください。 い。	増加・ 減少あり	◎ 必ずご提出 ください。	◎	◎	明細書に増加・減少した資産(申告漏れを含む)をそれぞれ記入してください。 申告書中段の取得価額表「前年中に減少したものの(ロ)」「前年中に取得したもの(ハ)」「計(二)」に金額を記入してください。
	増加あり		◎	×	明細書に増加した資産(申告漏れを含む)を記入してください。 申告書中段の取得価額表「前年中に取得したもの(ハ)」「計(二)」欄に金額を記入してください。
	減少あり		×	◎	明細書に減少した資産(申告漏れを含む)を記入してください。 申告書中段の取得価額表「前年中に減少したもの(ロ)」「計(二)」欄に金額を記入してください。
	増加・ 減少なし		×	×	申告書「18 備考」欄の「1.資産の増減はありません」を○で囲い、取得価額表の「計(二)」の欄に「前年前に取得したもの(イ)」の欄に印字されている取得価額をそのまま転記してください。
初めて申告を される方	資産あり		◎	×	明細書に日野市内に所有するすべての資産を記入してください。 申告書中段の取得価額表「前年中に取得したもの(ハ)」「計(二)」欄に金額を記入してください。
	資産なし		×	×	申告書「18 備考」欄の「2.該当資産はありません」を○で囲んでください。
廃業 された方	—		×	×	申告書右下の「事業廃止申告」欄に事業廃止年月日を記入してください。
電算処理に よる全資産申 告をされる方	—		◎ (全資産用)	×	申告書、明細書に電算処理により算出された全資産の取得価額、評価額、課税標準額、日野市における所有者コードを記入してください。

(5)記入例

<申告書記入例>

令和8年1月9日

令和8年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

※ 所有者コード 5008123456

※ 所有者コード 整理番号

第二十八号様式 (提出用)

1 住所 (ふりがな) 日野市神明1丁目12番地の1 (電話) 585-XXXX

2 氏名 (ふりがな) 株式会社 日野食品 株式会社 日野太郎 (屋号) レストラン日野

3 個人は法人 3 個人は法人 飲食業 (資本金等の額) 平成2年6月 日野太郎 585-XXXX (電話) 税理士 日野花子 591-XXXX (電話)

4 事業種目 (資本金等の額) 飲食業

5 事業開始年月日 平成2年6月

6 この申告書の作成方法 日野太郎 585-XXXX (電話)

7 税理士等の氏名 (屋号) レストラン日野 (電話) 税理士 日野花子 591-XXXX (電話)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税標準の特例 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記載 有・無

13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法) 定率法

14 青色申告 有・無

資産の種類	前年までに取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)
1 構築物	5,000,000		1,950,000	6,950,000
2 機械及び装置	2,000,000			2,000,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬用具				
6 工具、器具及び備品	4,000,000	750,000		3,450,000
7 合計	11,000,000	750,000	2,150,000	12,400,000

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬用具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

記入する必要はありません。
(ただし、電算処理により全資産申告
を行う場合は記入してください。)

15 市(区)町村 神明1丁目12番地の1

16 借入資産 (有) 無 貸主の名称等 日野リース㈱ 585-XXXX

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家 自己所有・借家 資産所在地① 資産所在地② 資産所在地③

18 備考 (添付書類等)

下記に該当する方は、番号を○で囲んでください。
1 資産の増減はありません。
2 該当資産はありません。

受付 宛名 明細 確認 事業廃止申告
事業廃止年月日 年 月 日

★申告いただいた事項を電子計算機に入力します。

①住所・氏名

住所・氏名・電話番号を記入してください。
予め印字されている住所、氏名(法人名)に変更がある場合は訂正してください。

②個人番号又は法人番号

マイナンバー制度により通知された番号(個人12桁、法人13桁)を記入してください。
個人番号は左側を1文字空けて記入してください。償却資産を共有されている方は記入不要です。
マイナンバーの記載と申告書提出については裏表紙をご覧ください。

③事業種目・開始年月・
連絡先等

事業種目(事業内容)、開始年月(法人の場合は設立年月)を記入してください。
また、申告内容について問い合わせをする場合がありますので担当者、税理士、会計士等の連絡先を記入してください。

④償却方法、特例等の該当

該当する項目に○をつけてください。

⑤市(区)町村内における事業所等
資産の所在地

日野市内にある資産の所在地を記入してください。

⑥借用資産

借用資産(土地・家屋を除いたリース資産)の有無に○をつけてください。
借用資産がある場合は、資産の名称・貸主の名称・電話番号を記入してください。

⑦事業所用家屋の所有区分

該当する方に○をつけてください。

⑧前年前に取得したもの(イ)

前年までに申告された資産の取得価額の合計額です。この欄の額は、前年度申告書の(二)欄の額と同じです。

⑨前年中に減少したもの(ロ)

前年中に減少(売却・廃棄・移動)した資産及び申告漏れになっていた減少資産の取得価額の取得価額を種類別に記入してください。この欄の合計額は、種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額を転記します。

⑩前年中に取得したもの(ハ)

前年中に増加(新品取得・中古品取得・移動による受け入れ)した資産及び申告漏れになっていた増加資産の取得価額を種類別に記入してください。
この欄の合計額は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額の合計額を転記します。

令和8年度

令和8年度

※ 所有者コード

5008123456

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

1 所有者名

日野食品 (株)

第16号様式別表 (提出用)

行番	資産コード	資産の名称等	数	取得年月	取得価額 (イ)	耐用 (ロ)	減価残率	価額		課税標準額	増加額	減価率
								取得価額 (イ)	減価残率 (ロ)			
01	1	記入する 必要は ありません。	1	5 7 9	1500000	100	0	1500000	100	100	0	0
02	1	看板	1	5 3 12	450000	100	0	450000	100	100	0	0
03	6	レジスター	1	5 2 10	200000	50	0	200000	50	50	0	0
04												
18												

記入する必要はありません。

※ただし、電算処理により全資産申告を行う場合には記入してください。

申告いただいた事項を電子計算機に入力します。

★

小計

3

2150000

令和7年1月2日～令和8年1月1日の間に新たに取得した資産を記入してください。

令和7年1月1日以前に取得した資産で、申告していない資産がありまして記入してください。

・今までに申告されている方 同封の前年度償却資産一覧表を確認し、増加した資産を記入してください。

・初めて申告される方
令和8年1月1日現在の全資産を記入してください。

①所有者名
氏名又は法人名を記入してください。

②所有者コード

③資産の種類

1...構築物 2...機械及び装置 3...運輸工具 4...船舶 5...車両及び運搬具 6...工具、器具及び備品

具体的にどのような資産なのか分かるように資産の名称・規格・型式等を記入してください。

資産の数量(個数・台数)を記入し、一式の場合「1」と記入してください。

資産取得した年目を記入してください。年号(平成…4、令和…5)

資産を取得するために支出した金額(付替額を含む)を記入してください。

なお、圧縮記憶は認められませんが、圧縮率を含めた集積の価額を記入してください。

二、の取得価額の種類別集計額及び合計額を償却資産申告書の(八)欄に記入してください。

「道徳性」「資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。

欄外の全区に於ては、該當する番号に○をつけてください。

欄外の区力にのみ該目する番々にひ
次のような事項を記入してください。

(1) 課税標準の特例が適用される資本金は、その旨の表示と適用条件、次のように入記すべき。

- (1) 株数標準の特例が適用される買戻は、この目的が狭小に適用される。
- (2) 短続耐用年数：中土目積耐用年数・増加償却の適用を受けている資産はその旨の表示。

(2) 移動により爲は入れた資産及び由生還れになつていた資産はその日の表上

(3) 移動により受け入れられた買主及び甲品糧料になつてい

<減少明細記入例>

令和8年度

第二十六号様式別表二（提出用）

種類別明細書（減少資産用）

②		①		所有者名		日野食品㈱		1枚のうち	
所		5008123456		コード				1枚	
行番	資産コード	資産の名称等	数	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	課税標準の特例	減少理由
③	④	⑤	⑦	年 月	⑧	年 数	年 度	※	⑨
01	⑥	冷凍冷蔵庫	1	5 1 10	200,000	6			A・B・C・D
02	⑥	エアコン	1	4 26 5	250,000	6			A・B・C・D
03	⑥	自動販売機	1	4 28 11	300,000	5			A・B・C・D
04	⑥								A・B・C・D
18	⑥								A・B・C・D
小 計					3				750,000
									10

令和7年1月2日～令和8年1月1日の間に減少した資産及び申告漏れになっていた減少資産を記入してください。
（同封の前年度償却資産一覧表から、減少した資産の種類・資産コード等を転記してください。）

- ①所有者名
- ②所有者コード
- ③異動事由
- ④資産の種類
- ⑤資産コード
- ⑥資産の名称等
- ⑦数量

氏名又は法人名を記入してください。
申告書右上の所有者コードを転記してください。
該当する番号に○をつけてください。
同封の前年度償却資産一覧表から、該当する減少資産の「種類」を転記してください。
同封の前年度償却資産一覧表から、該当する減少資産の「資産コード」を転記してください。
同封の前年度償却資産一覧表から、該当する減少資産の「名称等」を転記してください。
減少した数量を記入してください。

例：同封の前年度償却資産一覧表に記載されている数量が3台のとき
該当資産全部が減少→「3」と記入 3台のうち1台が減少→「1」と記入
減少した資産の取得価額（減少する額）を記入してください。
資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
例：同封の前年度償却資産一覧表に記載されている取得額が「900,000」のとき
該当資産全部が減少→「900,000」と記入
減少したのが300,000円で残りが600,000円→「300,000」と記入
この取得価額の種類別集計額及び合計額を償却資産申告書（口）欄に記入してください。

- ⑧取得価額
- ⑨減少理由
- ⑩摘要

3. 評価・税額について

(1) 評価額

資産1品ごとに耐用年数に応じた減価残存率(1－減価率)を乗じ、賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。算出した評価額が取得価額の5%を下回った年度以降は、取得価額の5%が評価額となります。

※申告の際には評価額の計算は不要です。(電算処理による全資産申告を除く)

前年中に取得した資産 評価額＝取得価額×(1－減価率×1/2)
前年前に取得した資産 評価額＝前年度の評価額×(1－減価率)

(2) 課税標準額

全資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例が適用される資産がある場合には適用後の額が課税標準額となります。

(3) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合には固定資産税(償却資産)は課税されません。

なお、150万円未満となるかどうかは、評価額の計算をした結果により判定しますので償却資産の多少にかかわらず申告してください。

〈参考〉耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率	減価残存率	
		前年中 取得の 残存率	前年前 取得の 残存率			前年中 取得の 残存率	前年前 取得の 残存率			前年中 取得の 残存率	前年前 取得の 残存率
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	26	0.085	0.957	0.915
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	27	0.082	0.959	0.918
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	28	0.079	0.960	0.921

※『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

(4)税額

固定資産税の税率は1.4%です。課税標準額に税率を乗じた金額が税額となります。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times 1.4\%$$

(5)課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づいて償却資産の価格等が決定されますと、償却資産課税台帳に登録されます。この課税台帳は日野市役所資産税課において、令和8年4月1日(水)から所有者及び関係者の閲覧に供します。詳しくは市の広報でお知らせします。

(6)審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、閲覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間において、日野市固定資産評価審査委員会(審査委員会)に対して文書をもって審査の申出をすることができます。

なお、審査委員会の決定に不服がある場合には、審査委員会の決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

(7)課税標準額の特例が適用される資産

地方税法第349条の3及び本法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用されます。新たに特例対象資産を取得された方は、「固定資産税の課税標準の特例に係る届出書」及び特例対象であることがわかる書類が必要です。で、申告の際にはお問い合わせください。

(8)耐用年数の短縮、増加償却などの承認を受けた資産

所轄の国税局長、税務署長の承認を受けた標記の資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額が算出されます。これらの資産を所有されている方は、所轄官庁へ提出した所定の申請書を添付し、別途の届出が必要となります。

(9)非課税となる資産

公共的、公益的な性格を有する償却資産で、地方税法第348条の規定により非課税となるものがあります。

新たに取得された場合は、種類別明細書には記載せず申請書に別紙明細及び非課税を証明する書類、固定資産非課税申請書を添付して提出してください。

(10)税額の減免制度

日野市市税条例第70条に規定する償却資産は、日野市固定資産税、都市計画税減免基準の定めるところにより当該年度分の税額が減額、又は免除されます。該当される方は、所定の申請書を提出してください。

4. 国税との主な違い

項 目	国 税 の 取 扱 い (法人税法・所得税法)	地 方 税 の 取 扱 い (固 定 資 産 税)
償却計算の基準日	事 業 年 度 (決 算 期)	賦 課 期 日 (1月1日)
減価償却の方法	定率法、定額法等の 選 択 制 度	原則として定率法
前年中の新規取得資産	月 割 償 却	半年償却 (1 / 2)
圧縮記帳の制度	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま せ ん (注1)
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま せ ん
増 加 償 却	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま す
評価額の最低限度 (法人税は償却可能限度額)	備 忘 価 額 (1 円)	取 得 価 額 の 5 % (注2)
中小事業者の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認 め ら れ ま す	金 額 に か か わ ら ず 認 め ら れ ま せ ん (注3)
改良費の評価方法	合 算 評 価	区 分 評 価 (注4)

(注1) 圧縮記帳の制度は認められないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

(注2) 評価額の最低限度は取得価額の100分の5に相当する額となります。耐用年数が過ぎた資産であっても、事業の用に供している資産は申告してください。

(注3) 「少額の減価償却資産の取扱いについて」は2ページをご参照ください。

(注4) 改良を加えた資産と改良費を区分して評価します。

5. よくあるご質問

Q1: 昨年と資産に変わりありません。今年の申告は必要ですか？

A1: 資産の増減の有無に関わらず、毎年1月1日現在の所有状況の申告が必要です。

申告書「18 備考」欄の「1.資産の増減はありません」を○で囲い、取得価額表の「計(二)」の欄に「前年前に取得したもの(イ)」の欄に印字されている取得価額をそのまま転記してください。

Q2: 毎年税務署へ確定申告をしています。市へ申告する必要はありますか？

A2: 市への申告が必要です。

税務署への申告は法人税・所得税(国税)の計算のためであり、市への申告は固定資産税(地方税)の計算のためのものです。別物であるためそれぞれ申告が必要です。

取扱いについても国税と地方税で異なる点があるため、申告の際にはご注意ください。
(詳しくは13ページ「4. 国税との主な違い」をご参照ください。)

Q3: 耐用年数を過ぎた古い資産でも申告の必要がありますか。

A3: 申告が必要です。減価償却済みでも、売却や廃棄することなく事業のために用いられている資産は申告の対象となり、耐用年数が経過したために課税台帳から削除されるということはありません。

Q4: 共有で資産を所有しています。持ち分に応じて各々が申告すればよいですか？

A4: 持ち分に応じて個々に申告するのではなく、共有者全員の連名で申告する必要があります。固定資産税は、地方税法第10条の2第1項の規定により、持ち分に関係なく共有者全員が連帯して全額を納付する義務(連帯納税義務)があります。

Q5: 耐用年数がわかりません。どうしたらいいですか？

A5: 償却資産の評価に用いる耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるものとされています。

基本的には税務署へ提出される固定資産台帳や減価償却に関する明細書記載の耐用年数を用いていただきますので、詳しくは管轄の税務署又は上記省令でご確認ください。

Q6: 償却資産の所有者が亡くなりました。どんな手続きが必要ですか？

A6: 償却資産は、土地・家屋における登記制度に相当するものではありませんので、所有者様がお亡くなりになった際は、償却資産申告により所有権移転の手続きが必要です。申告書の詳しい記入方法については、資産税課家屋償却資産係までお問い合わせください。

～マイナンバー記載と本人確認について～



マイナンバー制度導入により、平成28年1月以降、申告の際には、個人番号・法人番号の記載が必要となりました。
申告書提出の際は「個人番号の記載の確認」と「本人確認（番号確認＋身元確認＋代理権確認）」を資産税課窓口で行いますので、必要書類（原本）をご持参ください。郵送で申告する場合は、必要書類の写しを同封してください。

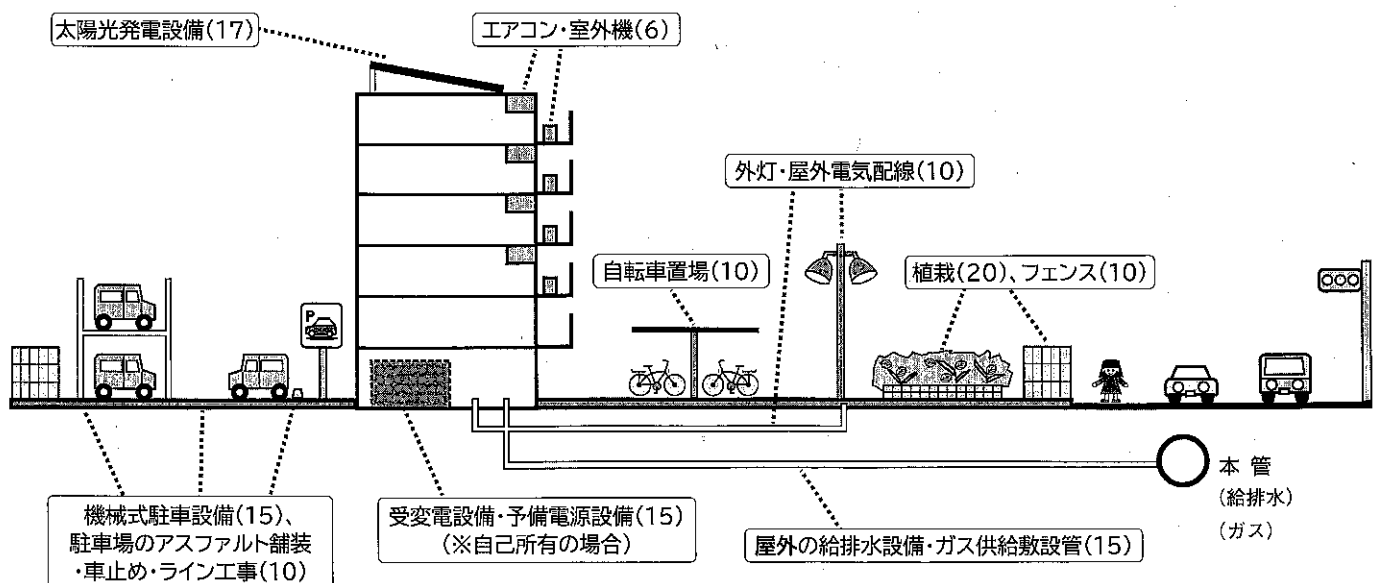
	番号確認資料	身元確認資料
本人が申告する場合	マイナンバーカード（個人番号カード）	
	通知カード（※）又は 住民票（個人番号の記載があるもの）	運転免許証等
代理人が申告する場合	本人の番号確認資料（写し）	代理権の確認資料
	本人のマイナンバーカード（個人番号カード） 本人の通知カード（※） 本人の住民票（個人番号の記載があるもの）	代理人の身元確認 税務代理権限証書 委任状等 代理人の運転免許証等

※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

- ・本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載がなかったものとして受理します。
- ・マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。
- ・電子申告（eLTAX）での申告の場合は、本人確認（番号確認、身元確認）資料の添付は不要です。

<参考> 賃貸マンション等での償却資産具体例

下記の ☐ 欄の資産は償却資産に該当します。このような資産をお持ちの方は、申告をお願いします。



※() 内は耐用年数です。構造又は用途により異なる場合があります。